

I 基本編

1. 制度【略】

2. 対象品目

（問 1）特定第一種水産動植物に定められた「うなぎの稚魚（全長 13cm 以下）」とは何か。

（問 2）試験研究用や観賞用のうなぎの稚魚も制度の対象となるのか。

3. 届出関係

（問 1）うなぎの稚魚の採捕の事業を行う漁業者（以下「採捕事業者」という。）は、どこの行政機関に対して届出を行うのか。

（問 2）取扱事業者は、どこの行政機関に対して届出を行うのか。

（問 3）採捕事業者及び取扱事業者の届出は、最初の一回のみでよいのか、また、届出に有効期限はあるのか。

（問 4）採捕事業者及び取扱事業者の届出はどのように行うのか。

（問 5）届出に基づき採捕事業者へ通知される番号（以下「届出番号」という。）又は届出に基づき取扱事業者に通知される番号（以下「事業者割振り番号」という。）は、どのように発行されるのか。

（問 6）採捕事業者及び取扱事業者の事後の届出は可能か。

（問 7）届出事業者が廃業した場合、届出番号はどうなるのか。

（問 8）eMAFF で届出を行うためには、どのような準備が必要か。

4. 漁獲番号、荷口番号、情報伝達、取引記録の作成・保存関係

（問 1）漁獲番号、荷口番号の構成はどのようなものか。

（問 2）漁獲番号のうち「取引番号」はなぜ必要なのか。

（問 3）漁獲番号はどのタイミングで伝達するのか。また、伝達方法はどのようなものか。

（問 4）少量ずつ数回に分けて採捕したうなぎの稚魚をまとめて出荷する場合、漁獲番号はどのように附番すればよいか。

- (問 5) 漁獲番号が異なるうなぎの稚魚が同じ水槽等にプールされた後、混ざった状態で出荷されることがある。そうした場合、どのように漁獲番号等を整理すればよいのか。
- (問 6) 取扱事業者との間での譲渡し等をしたときの記録事項のうち「重量又は数量」は、取引で通常用いる単位を使用して良いのか。
- (問 7) 取引記録の保存期間は何年か。
- (問 8) 取引記録の作成・保存はどのようにして行うのか。
- (問 9) 取引記録にはどのような事項が必要か。
- (問 10) 取引記録は、事業所ごとに作成する必要があるのか。
- (問 11) 取引記録を災害や事故などで消失した場合はどうしたらよいのか。

5 罰則

- (問 1) 違反に対する主な罰則の内容いかな。

Ⅱ 漁業者又は漁協編

1 届出関係

- (問 1) 漁協で届出番号を取得する場合は、所属する組合員の届出は不要か。
- (問 2) 漁協の支所単位で、届出番号を取得することができるのか。
- (問 3) 所属する組合員の届出を漁協が代理で実施することはできるのか。
- (問 4) 採捕に係る漁業者・漁協の届出については、農林水産省共通申請サービスで行うと聞いたが、申請の際、どのような漁業許可等の書類を添付するのか。
- (問 5) アワビ、ナマコの採捕事業者としての届出をしている漁業者等が、うなぎの稚魚の採捕事業を行う場合、再度届出の必要はあるか。
- (問 6) 採捕の届出を行った漁業者がうなぎの稚魚を直接販売、輸出等の事業を行う場合、取扱事業者の届出を行う必要があるのか。
- (問 7) 許可又は免許の有効期限を迎え許可・免許が失効した場合、改めて届出を行う必要があるのか。

- (問 8) 採捕事業者として届出番号を取得している漁協が、所属する組合員以外の漁業者(員外)が採捕したうなぎの稚魚を販売する場合は、当該漁協の届出番号で漁獲番号を附番することは可能か。

2. 漁獲番号、情報伝達、取引記録の作成・保存関係

- (問 1) 漁協が採捕事業者の届出番号を取得し、所属組合員が漁協を通じて、うなぎの稚魚を販売する際は、組合員は、漁協に対する情報伝達や取引記録の作成・保存を行う必要があるのか。
- (問 2) 採捕事業者の届出番号を取得した漁協が所属する複数の組合員から荷受けして、それをまとめて問屋、養鰻業者等に出荷する場合、1 ロットとして一つの漁獲番号にまとめて出荷してもよいのか。
- (問 3) うなぎの稚魚は梱包時の水切り時間や容器の大きさによって含まれる水の量が異なるため、取扱事業者が仕入れたうなぎ稚魚のロットを統合・分割して出荷する場合、仕入時に伝達された重量と誤差が生じる場合がある。そのような時はどのようにしたらよいのか。
- (問 4) 届出採捕者の漁獲番号の伝達方法として、負担のない方法はあるのか。

Ⅲ 取扱事業者編

1 届出関係

- (問 1) 届出は、店舗や営業所ごとに行うのか。
- (問 2) 親会社が事業者の届出を行い、事業者割振り番号を取得した場合、その子会社や系列会社は同じ事業者割振り番号を使用することは可能か。
- (問 3) 組合等の団体が所属する組合員(取扱事業者)の届出を代理で実施することはできるのか。
- (問 4) 輸入された又は人工生産されたうなぎの稚魚のみを販売する事業者は、届出が必要か。

2 漁獲番号、荷口番号、情報伝達、取引記録の作成・保存関係

- (問 1) 漁獲番号が異なるうなぎの稚魚が同じ水槽等にプールされた後、混ざった状

態で出荷されることがある。そうした場合、どのように漁獲番号等を整理すればよいのか。

（問 2）荷口番号が付されたうなぎの稚魚を複数ロット譲受け、それらをさらに荷口の統合や小分けする場合、新たな荷口番号を構成して、販売先に荷口番号等の伝達を行うことはできるのか。

（問 3）取扱事業者は、取引先から伝達された漁獲番号（又は荷口番号）に代えて、新たな荷口番号を必ず附番して、譲渡しや引渡し時に伝達する必要があるのか。

（問 4）入荷した際に重量を再度計量した際に、水加減などにより、納品伝票に記載された重量より多かった場合はどうしたらよいか。

（問 5）斃死等により目減りした場合の対応はどうか。

（問 6）届出採捕者から仕入れた際に尾数単位で伝達され、記録・保存した取引情報を、取扱事業者が販売する際に重量単位へ変更してもよいか。

（問 7）届出をしておらず、漁獲番号を附番できない漁業者からうなぎの稚魚が問屋、養鰻事業者などに持ち込まれた場合、どのように対処すべきか。

IV 輸出事業者編

（問 1）輸出事業者の届出は国に対して行えばよいか。

（問 2）うなぎの稚魚を輸入し、国内で養殖した後、輸出する場合の対応いかん。

（問 3）輸出の際に添付が求められる適法漁獲等証明書の交付にあたっては、国はどのように適法に採捕されたものか等を確認するのか。

（問 4）輸出時に適法漁獲等証明書の交付を申請する場合、必要となる書類は何か。

（問 5）輸出しようとするうなぎの稚魚に係る採捕から輸出に至るまでの全ての取引記録の写しは、どのように入手すればよいか。

（問 6）うなぎの稚魚を複数回・ロットに分けて輸出する場合、適法漁獲等証明書をどのように申請すればよいのか、1 回の申請でよいか。

（問 7）一元的な輸出証明書発給システムを用いて適法漁獲等証明書の交付申請をする際は、どのような準備が必要か。

1. Q & Aにおいては、以下のとおり、法令等の略称を使用しています。

水産流通適正化法：「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」（令和 2 年法律第 79 号）

政令：「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令」（令和 4 年政令第 18 号）

省令：「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則」（令和 4 年農林水産省令第 39 号）

漁業法：「漁業法」（昭和 24 年法律第 267 号）

外為法：「外国為替及び外国貿易法」（昭和 24 年法律第 228 号）

デジタルプラットフォーム取引透明化法：

「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」（令和 2 年法律 38 号）

2. 対象品目

（問 1）特定第一種水産動植物に定められた「うなぎの稚魚（全長 13cm 以下）」とは何か。

（答）

特定第一種水産動植物に指定する「うなぎの稚魚」は、全長 13 cm 以下の全てのウナギ属の種（例：ニホンウナギ（ジャポニカ種）、インドネシアウナギ（ビカーラ種）、アメリカウナギ（ロストラータ種）、ヨーロッパウナギ（アンギラ種）等）となります。国内で採捕されたもの、輸入されたもの、人工生産されたものの別は問いません。

なお、「うなぎの稚魚」とは別のものとして流通しているアナゴ等の稚魚は含まれません。

（問 2）試験研究用や観賞用のうなぎ稚魚も制度の対象となるのか。

（答）

試験研究用や観賞用であっても、違法な採捕によりうなぎ資源の悪化や不正の利益の獲得につながる恐れがあることから、対象となります。

3. 届出関係

（問 1）うなぎの稚魚の採捕の事業を行う漁業者（以下「採捕事業者」という。）は、どこの行政機関に対し届出を行うのか。

（答）

うなぎの稚魚の採捕に係る届出先は、当該採捕に係る漁業の許可又は漁業権漁業の免許（以下「許可又は免許」という。）を受けた都道府県となります。

（問 2）取扱事業者は、どこの行政機関に対して届出を行うのか。

（答）

うなぎの稚魚の取扱事業者のうち、その事務所等（主たる事務所並びに工場、店舗、事業所、倉庫及び養殖場をいう。以下同じ。）が一の都道府県の区域内にある取扱事業者は都道府県への届出、事務所等が複数の都道府県にある取扱事業者は国への届出となります。

（問 3）採捕事業者及び取扱事業者の届出は、最初の一回のみでよいのか、また、届出に有効期限はあるのか。

（答）

届出は最初の一回でよく、有効期限はありません。ただし、届出内容に変更が生じた場合、許可又は免許の有効期間満了後引き続き採捕事業を行う予定がない場合やうなぎの稚魚の取扱事業を廃止した場合は、変更（廃止）の届出が必要です。

（問 4）採捕事業者及び取扱事業者の届出はどのように行うのか。

（答）

国又は都道府県への届出については、原則、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を利用して届出を行って下さい。農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の利用方法や具体的な届出方法については、「水産流通適正化法に係る届出操作マニュアル」をご参照下さい。

（問 5）届出に基づき採捕事業者へ通知される番号（以下「届出番号」という。）又は届出に基づき取扱事業者に通知される番号（以下「事業者割振り番号」という。）は、どのように発行されるのか。

（答）

農林水産省共通申請サービス（eMAFF）で届出を行えば、行政庁の受理後、採番が行われ、eMAFF上で番号が発行されます。

（問 6）採捕事業者及び取扱事業者の事後の届出は可能か。

（答）

採捕事業者の事後の届出はできません。届出を行わないでうなぎの稚魚を譲渡した場合は、罰則の対象になりますので、必ず事前に届出を行って下さい。

取扱事業者については、事業開始の日から 2 週間以内（適用施行日（令和 7 年 12 月 1 日）時点でうなぎの稚魚を取り扱っている場合には令和 7 年 12 月 31 日まで）であれば、事後の届出は可能です。

(問 7) 届出事業者が廃業した場合、届出番号はどうなるのか。

(答)

廃業した場合、当該届出事業者の届出番号は欠番となります。なお、廃業は当該届出事業者に届出事実の変更があることとなるため、その事実が生じてから 2 週間以内に変更の届出が必要となります。

(問 8) e M A F F で届出を行うためには、どのような準備が必要か。

(答)

e M A F F (農林水産省共通申請サービス) で届出を行う際は、複数の行政サービスを 1 つのアカウントにより利用することが出来る認証システム「gBiz ID プライム (「gBiz ID」) アカウントの一つ」のアカウント登録が必要です。

アカウント登録には、メールアドレス (アカウント ID)、操作端末、プリンター、印鑑証明書、スマートフォンもしくは携帯電話が必要となります。

詳細は、デジタル庁の HP をご覧ください。

(<https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html>)

4. 漁獲番号、荷口番号、情報伝達、取引記録の作成・保存関係

(問 1) 漁獲番号、荷口番号の構成はどのようなものか。

(答)

漁獲番号は、①届出番号 (0 から始まる 7 桁)、②取引年月日 (6 桁 = 西暦下 2 桁 (YY) + 月 2 桁 (MM) + 日 2 桁 (DD) の YYMMDD)、③取引番号 (3 桁) の 3 要素で構成される 0 から始まる 16 桁の番号です。

荷口番号は、①事業者割振り番号 (5 から始まる 7 桁)、②取引年月日 (6 桁 = 西暦下 2 桁 (YY) + 月 2 桁 (MM) + 日 2 桁 (DD) の YYMMDD)、③取引番号 (3 桁) の 3 要素で構成される 5 から始まる 16 桁の番号です。

(問 2) 漁獲番号のうち「取引番号」はなぜ必要なのか。

(答)

取引番号については、届出採捕者や取扱事業者が同日中に取り扱う漁獲物の取引のロットを識別する番号です。

取引ロットの考え方は、出荷単位ごとや取引ごと、不正防止の観点のランダム採番等、各地域の取引実態にあった形で柔軟に設定することが可能です。

(問3) 漁獲番号はどのタイミングで伝達するのか。また、伝達方法はどのようなものか。

(答)

漁獲番号の伝達のタイミングは、うなぎの稚魚の譲渡しと同時に又は譲渡し後できるだけ速やかに行う必要があります。

漁獲番号の伝達方法は、電子メール又は納品伝票への表示等により行えばよく、必要な事項が記録されていれば、様式等は問いません。

国の補助を受けてウナギ産業価値連鎖トレーサビリティ支援システム実装協議会が水産流通適正化法による情報伝達、取引記録の作成・保存義務を円滑に履行できるよう「シラスウナギトレーサビリティ支援システム」を開発・運用しているので、活用いただけます。

問い合わせ先：(一社) 全日本持続的養鰻機構事務局 03-5797-7690

(問4) 少量ずつ数回に分けて採捕したうなぎの稚魚をまとめて出荷する場合、漁獲番号はどのように附番すればよいか。

(答) 漁獲番号は出荷ロット毎に1つ附番すればよい。ため、採捕日が異なるうなぎの稚魚を1ロットにまとめて出荷する場合は、1つの漁獲番号を附番してください。

(問5) 漁獲番号が異なるうなぎの稚魚が同じ水槽等にプールされた後、混ざった状態で出荷されることがある。そうした場合、どのように漁獲番号等を整理すればよいのか。

(答)

1 漁獲番号が異なる稚魚が流通過程で混ぜられて出荷される場合、出荷ロットに含

まれる複数の漁獲番号に代えて荷口番号を付すことが可能です。

- 2 複数の漁獲番号や荷口番号をまとめて新たな荷口番号を附番し、出荷する場合、出荷後に、まとめられる前の漁獲番号・荷口番号まで遡って追跡することを可能とするため、伝達する新荷口番号に対応する全ての漁獲番号・荷口番号を記録・保存しておく必要があります。
- 3 また、出荷時には、譲渡し先に対し、①新荷口番号、②名称（うなぎの稚魚等）、③重量又数量、④譲渡し又は引渡し年月日、⑤届出採捕者又は取扱事業者の氏名又は名称を伝達し、①～④及び譲渡し又は引渡し先の氏名又は名称が記載された取引記録の伝票等を保存して下さい。
- 4 一方で、養鰻場で一定期間養殖したうなぎ稚魚に、新たに荷口番号を附して出荷する場合、出荷ロットに含まれる稚魚の漁獲番号・荷口番号が多数にのぼることになります。
- 5 そのような場合は、現場での出荷様態に応じ（例えば、出荷ロットには当該養殖池に入れた全てのうなぎの稚魚（全長 13cm 以下）が含まれると考え、全ての漁獲番号・荷口番号を新荷口番号と紐付けて記録・保存する。または、出荷ロットには当該養殖池に入れたうなぎ稚魚の一部が含まれると考え、該当する漁獲番号・荷口番号を新荷口番号と紐付けて記録・保存する等）、取扱事業者である養鰻業者がルールを決めて、新たな荷口番号に含まれる可能性のある漁獲番号等の伝票等を整理して保存していただくことで、対応する漁獲番号等の記録の作成・保存の義務が果たされたとみなします。

（問 6）取扱事業者との間での譲渡し等をしたときの記録事項のうち「重量又は数量」は、取引で通常用いる単位を使用して良いのか。

（答）

通常用いる単位を使用いただければ問題ありません。

（問 7）取引記録の保存期間は何年か。

（答）

取引記録の保存期間は、譲渡し等をした日から起算して 3 年間です。

（問 8）取引記録の作成・保存はどのようにして行うのか。

（答）

本法では、漁獲番号等の伝達と取引記録の作成・保存が義務付けられているところ、保存方法は紙と電子データのどちらでも構いません。

国の補助を受けてウナギ産業価値連鎖トレーサビリティ支援システム実装協議会が水産流通適正化法による情報伝達、取引記録の作成・保存義務を円滑に履行できるよう「シラスウナギトレーサビリティ支援システム」を開発・運用しているので、活用いただけます。

問い合わせ先：（一社）全日本持続的養鰻機構事務局 03-5797-7690

（問 9）取引記録にはどのような事項が必要か。

（答）

- ① 特定第一種水産動植物等の名称：（例）うなぎの稚魚、シラスウナギなど
- ② 重量又は数量：（例）●●g、○尾など
- ③ 譲渡し等又は廃棄若しくは亡失をした年月日：2025年12月××日
- ④ 譲渡し等をしたときは、相手方の氏名又は名称：●●淡水、×× 太郎
- ⑤ 漁獲番号又は荷口番号：0または5から始まる16桁の番号
- ⑥ 荷口番号を附番した場合、当該荷口番号に対応する漁獲番号または荷口番号について記録する必要があります。

（問 10）取引記録は、事業所ごとに作成する必要があるのか。

（答）

取引記録は、取引を行った事務所等ごとに作成する必要があります。

ただし、本社で一括して仕入や経理を行っている場合等、記録が本社において一括して保存されている場合において、各事務所等から当該事務所の取引記録を本社に照会すれば、その記録を速やかに確認できるような措置がとられていれば、本社で一括して作成することも可能です。

（問 11）取引記録を災害や事故などで消失した場合はどうしたらよいか。

（答）

保存義務が課されている取引記録について、災害や事故など、自己の責に帰さない理由で消失した場合は、可能な範囲で合理的な方法（取引の相手先へ取引内容を照会するなどして取引記録を復元する等）により、再度取引記録を作成し、保存して下さい。

5 罰則

（問 1）違反に対する主な罰則の内容いかん。

（答）

- 1 採捕事業者及び取扱事業者が届出をしないでうなぎの稚魚の譲渡し等を行った場合又は虚偽の届出をした場合については、直罰規定となっており、50 万円以下の罰金が科され、また、採捕事業者及び取扱事業者が変更の届出をせず、又は虚偽の変更届出をした場合には 30 万円以下の罰金が科されます。
- 2 採捕事業者及び取扱事業者が情報伝達義務違反又は取引記録の作成保存義務違反をした場合、勧告、命令が行われ、なお改善が認められない場合には 50 万円以下の罰金が科されます。
- 3 うなぎの稚魚の輸出事業者が、適法漁獲等証明書を添付せずに輸出した場合には、直罰規定となっており 50 万円以下の罰金が科されます。
- 4 うなぎの稚魚の取扱事業者等に対する立入検査等において、必要な報告若しくは

物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告、物件を提出し、又は立入検査の拒否、妨害、忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合には 50 万円以下の罰金が科されます。

Ⅱ 漁業者又は漁協編

1 届出関係

（問 1）漁協で届出番号を取得する場合は、所属する組合員の届出は不要か。

（答）

うなぎの稚魚を採捕し販売を行う所属の組合員に代わって販売事業を行う漁協が行政機関へ届出を行えば、当該漁協のみへ出荷する組合員は個別の届出は必要ありません。ただし、当該漁協に所属する組合員であっても、当該漁協へ出荷せず、個人で取引を行う場合は、漁業者個人として届出番号を取得することが必要です。

（問 2）漁協の支所単位で、届出番号を取得することができるのか。

（答）

うなぎの稚魚を採捕する所属の組合員に代わって販売事業を行う漁協は、漁協支所単位等においても、届出番号を取得することが可能です。

（問 3）所属する組合員の届出を漁協等が代理で実施することはできるのか。

（答）

漁協等が代理人となって届出することは可能であり、この場合は、同意書や委任状等、代理人の権限を証する書面が必要です。

（問 4）採捕に係る漁業者・漁協の届出については、農林水産省共通申請サービスで行うと聞いたが、申請の際、漁業許可等の書類を添付するのか。

（答）

1 採捕者の届出に必要な添付書類は、漁業許可証の写し等採捕する権利を有することが分かる書面、漁業者に代わって所属する団体がうなぎの稚魚の譲渡しの事業を

行う場合は、当該団体が漁業者に代わって譲渡しの事業を行うことが分かる書面等です。

- 2 ただし、許可又は免許を受けている者については、行政庁側でうなぎの稚魚の採捕権限を確認できる場合は、この書類は添付を省略できます。

なお、許可の名義と異なる者による代理申請については、添付書類を省略できない場合があります。

- (問5) アワビ、ナマコの採捕事業者としての届出をしている漁業者等が、うなぎの稚魚の採捕事業を行う場合、再度届出をする必要はあるか。

(答)

アワビ、ナマコの届出採捕者が、うなぎの稚魚の採捕も行う場合は採捕権限に係る届出事項に変更が生じるため、変更の届出が必要になります。

- (問6) 採捕の届出を行った漁業者がうなぎの稚魚を直接販売、輸出等の事業を行う場合、取扱事業者の届出を行う必要があるのか。

(答)

採捕の届出を行った漁業者が当該届出に係るうなぎの稚魚を直接販売、輸出等の事業を行う場合においては、取扱事業者としての届出を改めて行う必要ありません。

- (問7) 許可又は免許の有効期限を迎え許可・免許が失効した場合、改めて届出を行う必要があるのか。

(答)

当該漁期に係る許可・免許の有効期限が満了したものの、引き続き次期漁期においても同様の内容で許可・免許の申請を行う場合、改めて届出を行う必要はありません。ただし、許可又は免許の有効期間満了後引き続き採捕事業を行う予定がない場合や当該採捕に係る許可・免許が得られなかった場合は、変更（廃止）の届出が必要です。

（問 8）採捕事業者として届出番号を取得している漁協が、所属する組合員以外の漁業者（員外）が採捕したうなぎの稚魚を販売する場合は、当該漁協の届出番号で漁獲番号を附番することは可能か。

（答）

漁協に所属しない漁業者（員外）が採捕したうなぎの稚魚について、当該漁協が採捕事業者として取得した届出番号を用いて漁獲番号を附番することは出来ません。

当該漁業者（員外）自身が採捕事業者の届出を行い、取得した届出番号を用いて附番した漁獲番号を当該漁協に伝達する必要があります。

また、当該漁業者（員外）が採捕したうなぎの稚魚について、販売等の事業を当該漁協が行う場合は、採捕事業者の届出に加え取扱事業者としての届出を別途行う必要があります。

2. 漁獲番号、情報伝達、取引記録の作成・保存関係

（問 1）漁協が採捕事業者の届出番号を取得し、所属組合員が漁協を通じて、うなぎの稚魚を販売する際は、組合員は、漁協に対する情報伝達や取引記録の作成・保存を行う必要があるのか。

（答）

採捕事業者の届出番号を取得した漁協を通じて、所属組合員が譲渡しをする場合、当該漁協と所属組合員との間で情報伝達及び取引記録の作成・保存を行う必要はありません。

（問 2）採捕事業者の届出番号を取得した漁協が所属する複数の組合員から荷受けして、それをまとめて問屋、養鰻事業者等に出荷する場合、1 ロットとして一つの漁獲番号にまとめて出荷してもよいのか。

（答）

採捕事業者の届出番号を取得した漁協が、所属する複数の組合員の漁獲物をまとめて、1 ロットにして1つの漁獲番号にまとめて譲渡しを行うことは可能です。

（問 3）うなぎの稚魚は梱包時の水切り時間や容器の大きさによって含まれる水の量

が異なるため、取扱事業者が仕入れたうなぎ稚魚のロットを統合・分割して出荷する場合、仕入時に伝達された重量と誤差が生じる場合がある。そのような時はどのようにしたらよいか。

(答)

うなぎの稚魚の流通過程で重量の増減が発生し取引量の差異が生じた場合でも、社会通念に照らし合理的に説明することが可能であれば、そのまま記録すればよく、特段の対応の必要はありません。

(問 4) 届出採捕者の漁獲番号の伝達方法として、負担のない方法はあるのか。

(答)

1 届出採捕者の負担軽減のため、届出採捕者と継続的な取引関係にある買受人等の取扱事業者の間において、あらかじめ漁獲番号の伝達方法について合意がなされ、当該届出採捕者の届出番号並びに合意を行った届出採捕者及び相手方の氏名が記載された文書等を保存した場合は、取引毎に漁獲番号を伝達しなくても、実際の取引に際して漁獲番号を構成する届出番号以外の構成要素を伝達する方法も、漁獲番号の伝達方法の一つとします。この方法により情報伝達を行った場合は、上記により保存された届出番号以外の漁獲番号の構成要素が記載された伝票等を保存して下さい。

2 また、国の補助を受けてウナギ産業価値連鎖トレーサビリティ支援システム実装協議会が水産流通適正化法による情報伝達、取引記録の作成・保存義務を円滑に履行できるよう「シラスウナギトレーサビリティ支援システム」を開発・運用しているので、活用いただけます。

問い合わせ先：(一社) 全日本持続的養鰻機構事務局 03-5797-7690

Ⅲ 取扱事業者編

1 届出関係

(問 1) 届出は、店舗や営業所ごとに行うのか。

(答)

取扱事業者の届出は、法人単位で行うことを原則としており、一の取扱事業者で複数の届出は想定していません。

（問 2）親会社が事業者の届出を行い、事業者割振り番号を取得した場合、その子会社や系列会社は同じ事業者割振り番号を使用することは可能か。

（答）

届出は法人単位で行うことから、それぞれが事業者割振り番号を取得する必要があります。

（問 3）組合等の団体が所属する組合員（取扱事業者）の届出を代理で実施することはできるのか。

（答）

組合等の団体が組合員の代理人となって届出することは可能であり、この場合は、委任状等、代理人の権限を証する書面が必要です。ただし、団体が代理できるのは届出の手続きのみであり、実際の取引における情報伝達、取引記録の作成・保存は、取扱事業者である組合員自身行う必要があります。

（問 4）輸入された又は人工生産されたうなぎの稚魚のみを販売する事業者は、届出が必要か。

（答）

輸入された又は人工生産されたうなぎの稚魚のみを取扱う事業者も、特定第一種水産動植物等取扱事業者に該当し、届出が必要です。

2 漁獲番号、荷口番号、情報伝達、取引記録の作成・保存関係

（問 1）漁獲番号が異なるうなぎの稚魚が同じ水槽等にプールされた後、混ざった状態で出荷されることがある。そうした場合、どのように漁獲番号等を整理すればよいのか。

（答）

- 1 漁獲番号が異なる稚魚が流通過程で混ぜられて出荷される場合、出荷ロットに含まれる複数の漁獲番号に代えて荷口番号を付することが可能です。
- 2 複数の漁獲番号や荷口番号をまとめて新たな荷口番号を附番し、出荷する場合、出荷後に、まとめられる前の漁獲番号・荷口番号まで遡って追跡することを可能とするため、伝達する新荷口番号に対応する全ての漁獲番号・荷口番号を記録・保存しておく必要があります。
- 3 また、出荷時には、譲渡し先に対し、①新荷口番号、②名称（うなぎの稚魚等）、③重量又数量、④譲渡し又は引渡し年月日、⑤届出採捕者又は取扱事業者の氏名又は名称を伝達し、①～④及び譲渡し又は引渡し先の氏名又は名称が記載された取引記録の伝票等を保存して下さい。
- 4 一方で、養鰻場で一定期間養殖したうなぎ稚魚に、新たに荷口番号を附して出荷する場合、出荷ロットに含まれる稚魚の漁獲番号・荷口番号が多数にのぼることになります。
- 5 そのような場合は、現場での出荷様態に応じ（例えば、出荷ロットには当該養殖池に入れた全てのうなぎの稚魚が含まれると考え、全ての漁獲番号・荷口番号を新荷口番号と紐付けて記録・保存する、又は出荷ロットには当該養殖池に入れたうなぎ稚魚の一部が含まれると考え、該当する漁獲番号・荷口番号を新荷口番号と紐付けて記録・保存する等）、取扱事業者である養鰻業者がルールを決めて、新たな荷口番号に含まれる可能性のある漁獲番号等の伝票等を整理して保存していただくことで、対応する漁獲番号等の記録の作成・保存の義務が果たされたとみなします。

（問 2）荷口番号が付されたうなぎの稚魚を複数ロット譲受け、それらをさらに荷口の統合や小分けする場合、新たな荷口番号を構成して、販売先に荷口番号等の伝達を行うことはできるのか。

（答）

流通過程において、取扱事業者が、荷口番号（以下「旧荷口番号」という。）を再

編し、新たな荷口番号（以下「新荷口番号」という。）を附番し、販売先に新荷口番号の伝達を行うことが可能です。

その際は、当該新荷口番号に対応する旧荷口番号の記録を作成し、保存する義務が生じます。

（問３）取扱事業者は、取引先から伝達された漁獲番号（又は荷口番号）に代えて、新たな荷口番号を必ず附番して、譲渡しや引渡し時に伝達する必要があるのか。

（答）

荷口番号は、水産物の流通過程で荷口の統合や再編成が行われることが多いことから、流通事業者等の取扱事業者の負担に鑑み、複数の漁獲番号（又は荷口番号）に代えて伝達可能な番号です。

しかし、必ずしも新たな荷口番号を付す必要はなく、取扱事業者は、取引先から伝達された漁獲番号又は荷口番号を、譲渡しや引渡し時にそのまま伝達することでも差し支えありません。

（問４）入荷した際に重量を再度計量した際に、水加減などにより、納品伝票に記載された重量より多かった場合はどうしたらよいか。

（答）

うなぎの稚魚の流通過程による重量の増減が発生し取引量の差異が生じるケースについては、社会通念に照らし合理的に説明することが可能であれば、そのまま記録すればよく、特段の対応の必要はありません。

（問５）斃死等により目減りした場合の対応はどうなるのか。

（答）

- 1 うなぎ稚魚の取引過程において、長期保管などにより品質の変化（重量の減少、斃死等）が起こることがありますが、こうした水産物の特性上起こりうる変化は、社会通念に照らし、合理的に説明することが可能であれば特段問題ありません。そのためには可能な限りその変化についても記録しておくことが重要です。

（問 6）届出採捕者から仕入れた際に尾数単位で伝達され、記録・保存した取引情報を、取扱事業者が販売する際に重量単位へ変更してもよいか。

（答）

商習慣等に応じ、取扱事業者が、仕入れ時に尾数単位で伝達された取引情報を販売時に重量単位に変更して伝達することは差し支えありません。その場合、販売する取扱事業者は、仕入れ時の取引記録には届出採捕者から伝達された尾数単位の取引情報を、販売時の取引情報には変更後の重量単位の取引情報を記録・保存して下さい（重量単位から尾数単位への変更も可）。

（問 7）届出をしておらず、漁獲番号を附番できない漁業者からうなぎの稚魚が問屋、養鰻事業者などに持ち込まれた場合、どのように対処すべきか。

（答）

漁獲番号のないうなぎの稚魚が持ち込まれた場合、当該行為は本法の情報伝達義務違反に該当する可能性があり、当該漁獲物に関して法令違反行為が疑われることから、取扱事業者の届出を行った行政機関に通報をお願いいたします。

IV 輸出事業者編

（問 1）輸出事業者の届出は国に対して行えばよいか。

（答）

輸出事業者の主たる事務所等が全て一の都道府県内の区域のみにあるものは都道府県知事への届出、その他は農林水産大臣への届出となります。

（問 2）うなぎの稚魚を輸入し、国内で養殖した後、輸出する場合の対応いかん。

（答）

うなぎの稚魚を外国から輸入する際は、本法においては特段の対応は不要です。一方で、うなぎの稚魚を輸出する際は、農林水産大臣が発行する適法漁獲等証明書の添付が必要となります。適法漁獲等証明書の申請を行う際は、当該うなぎの稚魚が輸入品であることを証明する書面や、輸入から輸出に至る全ての取引記録等を提出する必要があります。

（問３）輸出の際に添付が求められる適法漁獲等証明書の交付にあたっては、国はどのように適法に採捕されたものか等を確認するのか。

（答）

適法漁獲等証明書の交付の申請の際、輸出するうなぎの稚魚に係る全ての取引記録の写し等を求めることとしており、これらを確認することにより適法か等を確認することとしています。

（問４）輸出時に適法漁獲等証明書の交付を申請する場合、必要となる書類は何か。

（答）

うなぎの稚魚を輸出する際に添付が義務付けられる適法漁獲等証明書を交付申請する場合には、輸出しようとするうなぎの稚魚に係る採捕から輸出に至るまでの全ての記録の写し、輸出に係る仕入書、包装明細書及び船荷証券又は航空運送状の写しを提出する必要があります。

（問５）輸出しようとする稚魚に係る採捕から輸出に至る全ての取引記録の写しはどのように入手すればよいか。

（答）

輸出しようとするうなぎ稚魚を仕入れた際に伝達された取引情報を皮切りに、流通段階を遡って、取引を行った事業者に依頼して入手する必要があります。流通段階でロットがまとめられている場合は、当該ロットに含まれる稚魚にかかる全ての取引記録が必要であることに注意してください。

商流に含まれる全ての事業者が「シラスウナギトレーサビリティ支援システム」を利用している場合は、当該システム上で全ての取引記録の写しを入手することが可能です。なお、商流にシステムを利用していない者が含まれる場合、当該者の取引記録の写しを別途書面等で入手し、システム上の他の記録と合わせて適法漁獲等証明書の交付申請を行うことも可能です。

（問６）うなぎの稚魚を複数回・ロットに分けて輸出する場合、適法漁獲等証明書を

どのように申請すればよいのか、1 回の申請でよいか。

(答)

輸出ごとに適法漁獲等証明書の添付が必要となるため、複数回・ロットに分けて輸出する場合には、輸出ごとに適法漁獲等証明書の交付申請が必要となります。

(問 7) 一元的な輸出証明書発給システムを用いて適法漁獲等証明書の交付申請をする際は、どのような準備が必要か。

(答)

農林水産省が運用する一元的な輸出証明書発給システムで適法漁獲等証明書の交付申請を行う際は、複数の行政サービスを 1 つのアカウントにより、利用できることのできる認証システム「gBiz ID プライム」(「gBiz ID」アカウントの一つ) のアカウント登録が必要です。

アカウント登録には、メールアドレス (アカウント ID)、操作端末、プリンター、印鑑証明書、スマートフォンもしくは携帯電話が必要となります。

詳細は、デジタル庁の HP をご覧ください。

(<https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html>)